

VIII ひとり親の子どものために

① 母子（父子）相談

◇ 市の母子父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者の方から、子育てや家庭の問題、就業、経済的な問題など、さまざまな相談に応じています。また必要があれば、より専門的な機関等に紹介します。

相談日（時間） 月曜、火曜、木曜、金曜日の午前8時30分～午後4時45分（※祝日、年末年始は除きます。）

☆お問い合わせ・相談は こども未来課 支援係 TEL21-0288

② 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

◇ 所得条件など定められた条件を満たす母子家庭・父子家庭の父母や子ども、寡婦（配偶者のない女子で子どもが20歳以上の方）等が、生活の安定のために修学資金、就職支度資金、技能習得資金、生活資金などの貸付を、岡山県から受けることができます。

☆お問い合わせ・申請は こども未来課 支援係 TEL21-0288

③ 児童扶養手当

◇ 父又は母がいないか、いない状態にある18歳未満の子どもを養育している、所得条件など一定の条件を満たす家庭に対し、子どもの心身の健やかな成長に寄与するために支給されます。

手当額は、児童数や所得額により異なります。（所得制限限度額以上の場合、支給されません。）

児童が1人 月額4万2,330円～9,990円（H29年4月から4万2,290円～9,980円）

児童2人目の加算額 月額1万円～5,000円（H29年4月から9,990円～5,000円）

児童3人目以降の加算額 月額6,000円～3,000円（H29年4月から5,990円～3,000円）

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。また、毎年8月に現況届の提出が必要です。さらに、転居時や児童を監護しなくなった場合などにも、届出が必要です。

☆お問い合わせ・申請・届出は こども未来課 支援係 TEL21-0288

④ ひとり親家庭等医療

◇ 低所得のひとり親家庭等の方が安心して医療を受けることができるよう、医療費の負担を軽減するため、医療費の一部を公費で負担します。あらかじめ受給資格者としての認定を受けることが必要ですので、対象となる方は「ひとり親家庭等医療費受給者証」の申請を行ってください（申請時に、印鑑と対象親子の健康保険証が必要です。）

☆お問い合わせ・申請・届出は こども未来課 支援係 TEL21-0288
又は各地域局 協働推進係（TELは41ページ参照）

⑤ 母子生活支援施設

◇ 18歳未満の子どもがいる母子世帯の親子で、生活や子どもの養育が困難な場合、その母子を入所させて保護するとともに、母子の自立の促進のためにその生活を支援することを目的としています。

☆お問い合わせ・申請・届出は こども未来課 支援係 TEL21-0288

⑥ 高梁市遺児年金

◇ 親（養父母を含む）と死別した中学生以下の子どもを養育している保護者等に、年金を支給します。

支給金額	両親を亡くした遺児1人につき年額36,800円 両親の一方を亡くした遺児1人につき年額24,300円
支給月	6月

☆お問い合わせ・申請・届出は こども未来課 支援係 TEL21-0288